

JIS

コンタミネーションコントロール 用語

JIS Z 8122 : 2000
(JACA/JSA)

平成 12 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人 日本空気清浄協会 (JACA)/財団法人 日本規格協会 (JSA) から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって**JIS Z 8122 : 1994**は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和49.10.1 改正：平成12.3.20

官 報 公 示：平成12.3.21

原 案 作 成 者：社団法人 日本空気清浄協会 (☎101-0047 東京都千代田区内神田1丁目2-14 TEL 03-3233-1486)

社団法人 日本規格協会 (☎107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 一般機械部会 (部会長 岡村 弘之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課産業基盤標準化推進室 [☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

コンタミネーションコントロール用語

Contamination Control—Terminology

1. **適用範囲** この規格は、コンタミネーションコントロールに関する主な用語及びその定義について定義する。
備考1. コンタミネーションコントロールは、清浄度管理ともいい、限られた空間、及び製品などの内部、表面又は周辺について、要求される清浄状態を保持するためあらゆる事柄について計画を立て、組織し、実施することをいう。
なお、放射能の問題は含まない。
2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。
 - JIS B 8241** 継目なし鋼製高圧ガス容器
 - JIS B 9920** クリーンルーム中における浮遊微粒子の濃度測定方法及びクリーンルームの空気清浄度の評価方法
 - JIS B 9921** 光散乱式自動粒子計数器
 - JIS B 9924** 表面付着粒子計数器
 - JIS B 9925** 液体用光散乱式自動粒子計数器
 - JIS K 3600** バイオテクノロジー用語
 - JIS K 3800** 生物学用クラスII安全キャビネット
 - JIS Z 4812** 放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ
 - JIS Z 8103** 計測用語
 - JIS Z 8901** 試験用粉体及び試験用粒子
3. **用語の分類** 用語は、次のように分類する。
 - a) **基本** 1001
 - b) **管理** 2001
 - c) **測定・分析**
 - 1) **共通** 3001
 - 2) **空気** 3101
 - 3) **水・薬液** 3201
 - 4) **ガス** 3301
 - 5) **微生物** 3401
 - d) **清浄化装置**
 - 1) **共通** 4001
 - 2) **空気** 4101